

不公正取引行為等報告・通報規程

平成22年1月20日
21（規程）第43号
（改正）平成26年3月31日
25（規程）第77号
（改正）平成27年6月29日
27（規程）第25号
（改正）平成28年8月30日
28（規程）第33号
（改正）平成29年6月27日
29（規程）第21号
（改正）令和3年3月24日
令02（規程）第109号
（改正）令和6年3月28日
令05（規程）第58号

（目的）

第1条 この規程は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役職員等（役員若しくは職員又は機構との間に雇用契約関係がある者若しくは委任契約関係がある者をいう。以下同じ。）が、機構の業務において不公正な取引行為を受けた場合に役職員等が行うべき報告及び役職員等に対する不公正な取引行為を知った者からの通報、機構の業務において官製談合行為を知った者からの通報に関して必要な事項を定め、もって役職員等の職務の公正性の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 不公正な取引行為とは、役職員等又は役職員等以外の者が、役職員等に対し、特定の会社等（会社その他の法人又は団体をいう。以下同じ。）と取引するよう求めること、関係法令等又は機構の内部規定等に違反する行為をなすよう求めることその他正常な商慣習に照らして不正又は不当な働きかけをすることをいう。
- （2） 官製談合行為とは、役職員等が、入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反して行う入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）第8条に定める行為（事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法による当該入札等の公正を害すべき行為）又はその疑いのある行為をいう。

（不公正な取引行為を受けた役職員等の報告義務）

第3条 役職員等は、不公正な取引行為を受けた場合は、役員にあっては理事長及び監事に、職員その他の者にあっては人材開発部長に、遅滞なく報告するものとする。

2 前項に定める報告をする役職員等は、次の各号に掲げる事項を明らかにして報告するものとする。

- （1） 報告者の氏名、所属及び連絡先
- （2） 不公正な取引行為をした者の氏名、所属する会社等の名称、所属部署、職位等
- （3） 不公正な取引行為を受けた時期
- （4） 受けた不公正な取引行為の具体的内容
- （5） 受けた不公正な取引行為の具体的内容を裏付ける資料、記録等の有無
- （6） ほかに不公正な取引行為がなされたことを知っている者の有無
- （7） その他報告者が示しておくことが必要と判断する事項

3 人材開発部長は、報告者から第1項に定める報告があった場合は、遅滞なく、理事長、副理事長、人材開発に関する業務を統括する理事（以下「人材開発担当理事」という。）及び監事に報告するものとする。

(不正な取引行為又は官製談合行為を知った者からの通報)

第4条 役職員等に対し不正な取引行為がなされたことを知った者(前条に定める報告を行うべき役職員等を除く。)又は機構の業務において官製談合行為を知った者(以下、両者を併せて「通報者」という。)は、機構に在職するか否かにかかわらず何人も、人材開発部長又は原子力機構から通報窓口の業務を受託した者(以下「外部通報窓口」という。)に通報することができる。

2 通報者は、人材開発部長に対しては、電子メール、FAX、機構メール便、郵便、面談、電話その他の適当な方法により、また、外部通報窓口に対しては電子メール又はFAXにより通報することができる。

3 通報者は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、原則として顕名により通報するものとする。ただし、人材開発部長及び外部通報窓口は、通報が匿名でなされた場合又は次の各号に掲げる事項のすべてが明らかでない場合であっても、通報として受領するものとする。

(1) 通報者の氏名、所属及び連絡先

(2) 不正な取引行為をした者又は官製談合行為に関与した者(官製談合行為をした役職員等を除く。以下同じ。)の氏名、所属する会社等の名称、所属部署、職位等

(3) 不正な取引行為を受けた役職員等又は官製談合行為をした役職員等の氏名等

(4) 不正な取引行為又は官製談合行為を知った時期、経緯

(5) 不正な取引行為又は官製談合行為の具体的内容

(6) 不正な取引行為又は官製談合行為の具体的内容を裏付ける資料、記録等の有無

(7) 通報者以外に不正な取引行為又は官製談合行為をほかに知っている者の有無

(8) その他通報者が示しておくことが必要と判断する事項

4 外部通報窓口は、通報者から第1項に定める通報を受領した場合は、通報を受領した旨及びその内容を遅滞なく人材開発部長に報告するものとする。

5 人材開発部長は、通報者から第1項に定める通報があった場合及び前項に定める報告を受けた場合は、遅滞なく、理事長、副理事長、人材開発担当理事及び監事に報告するものとする。

6 人材開発部長及び外部通報窓口は、通報を受領した場合は、通報者にその旨を通知するものとする。ただし、通報が匿名による場合その他通報者が通報の到達を確認できない方法による場合においては、この限りではない。

7 通報者は、通報の方法、受領された通報の処理の仕組みその他通報に関する事項について、人材開発部長又は外部通報窓口にご相談することができる。

(通報者の所属、氏名等の不開示)

第5条 人材開発部長その他人材開発部に所属する者は、通報者の所属、氏名その他通報者を特定することができる情報は、何人にも開示しない。

2 人材開発部長及び人材開発部長があらかじめ指定する者は、通報者の所属、氏名その他通報者を特定することができる情報を秘匿する義務を負う。

3 前二項の規定は、外部通報窓口に準用する。外部通報窓口は、通報者の同意を得た場合を除き、通報者を特定する情報を機構に開示してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする。

2 機構との間に契約関係のある法人又は団体の従業員が通報をしたことを理由とする契約の解約は無効とする。

3 通報をしたことを理由とする解雇、降格、減給若しくは懲戒又は委任契約の解約は無効とする。

(プライバシーの保護)

第7条 通報者のプライバシー、名誉その他の人権は、これを厳重に保護する。

(関係者の秘密保持義務等)

第8条 この規程の運用に関わる役職員等及び外部通報窓口は、この規程の運用に際して知り得た事項を漏らしてはならない。

(報告・通報があった場合の措置)

第9条 理事長は、第3条に定める報告又は第4条に定める通報があった場合は、人材開発担当理事に命じて調査を行わせるものとする。ただし、報告又は通報があった内容に、官製談合防止法第2条第

- 4 項に定める入札談合等に該当する行為又は同条第5項に定める入札談合等関与行為に該当する行為（以下「入札談合情報」という。）がある場合は、契約部長が別に定めるところにより、当該入札談合情報の公正取引委員会への通報及び文部科学省への報告並びに同法第6条に基づく指定職員による当該入札談合情報に関する調査等を並行して行わせるものとする。
- 2 人材開発担当理事は、関係する業務を統括する理事と連携し、また、人材開発部長に指示して、必要な調査を行うものとする。理事長は、必要に応じ、調査委員会を設置して調査を行わせることができる。
 - 3 人材開発部長は、関係する組織の長と連携して調査に当たるものとする。
 - 4 人材開発担当理事は、第2項に基づき行った調査結果を踏まえ、改善策又は是正策を講じることが必要と判断した場合は、関係する業務を統括する理事と連携し、また、人材開発部長に指示して、その内容について立案するものとする。
 - 5 人材開発担当理事は、調査結果及び必要な改善策又は是正策を理事長、副理事長及び監事に報告するものとする。
 - 6 理事長は、不公正な取引行為が認められた場合は、関係する法令等及び機構が定めた規定等に照らし、また、事案の軽重等に応じ、不公正な取引行為をした者その者が所属する会社等に対する注意又は警告、当該会社等の指名停止、当該事案及び当該措置の内容の公表その他必要な措置を講じるものとする。ただし、不公正な取引行為と認められなかった場合は、この限りではない。

（報告者・通報者の調査への協力）

第10条 第3条に定める報告をした役職員等又は第4条に定める通報をした者は、前条第2項及び第3項に基づき行われる調査に協力するものとする。

（通報者への通知）

第11条 人材開発部長又は外部通報窓口は、通報があった事案に関してなされた結果を通報者に通知するものとする。ただし、通報が匿名による場合その他通報者が通報の到達を確認できない方法による場合においては、この限りではない。

（運用に必要な事項の制定）

第12条 この規程の運用について必要な事項については、人材開発部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月20日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 25（規程）第77号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日 27（規程）第25号）

この規程は、平成27年6月30日から施行する。

附 則（平成28年8月30日 28（規程）第33号）

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日 29（規程）第21号）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日 令02（規程）第109号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日 令05（規程）第58号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。